

人事労務管理入門

今回のセミナーでは、「商業・サービス業」、「建設業」、「製造業」等の各業種の特徴に注目しながら、各人事・労務管理のポイントを学びます。

また、6月1日に最高裁判所から、「無期契約労働者」と「有期契約労働者」の賃金についての判決（ハマキョウレックス事件）、「社員」と定年後再雇用された「嘱託社員」の賃金の判決（長澤運輸事件）がありました。これらの判決から、契約社員やパートタイマー、嘱託社員の賃金の方向性について学習します。

講座内容

講師：特定社会保険労務士 小柴 繁徳 氏

I 労務管理の特徴について

労務管理は、労働者がいる会社では、必ず必要な仕事です。しかし、この労務管理は、業種や仕事の内容、会社の規模等により、必ずしも同じではありません。そこで、労務管理のそれぞれのポイントを検討しながら、上手な労務管理を学習しましょう。

1. 業種による労務管理のポイント

- (1) 「商業・サービス業」の労務管理のポイント
- (2) 「建設業」の労務管理のポイント
- (3) 「製造業」の労務管理のポイント
- (4) その他の業種の労務管理のポイント

2. 職務の内容による労務管理のポイント

～ 「一般社員」と「管理監督者」の
労務管理のポイント ～

3. 雇用形態の違いによる労務管理のポイント

～ 「社員」、「契約社員」、「パートタイマー」等
の働き方の違いによる労務管理のポイント ～

4. 労働時間の管理のポイント

～ 社員の労働時間の管理は、労務管理の
重要ポイントです ～

5. 賃金計算のポイント

～ 賃金の支払い、諸手当、割増賃金等の
計算のポイント ～

6. 安全管理のポイント

～ 工作中的の社員の安全は、会社の責任です ～

II 「非正規社員」の賃金と「嘱託社員」の賃金

～ 最高裁判所の判例から、
これからの「賃金」のあり方の検討 ～
平成30年6月1日に「有期契約労働者」と定年退職後の再雇用の「嘱託社員」についての賃金について、最高裁の判決がありました。この判決を通して、契約社員、パートタイマー等の「非正規社員」と「嘱託社員」賃金の考え方について整理しましょう。

1. 「無期契約労働者」と「有期契約労働者」の賃金と手当

～ ハマキョウレックス事件の判例から、
社員とパートタイマー等の賃金の検討 ～

2. 「社員」と「嘱託社員」の賃金と手当

～ 長澤運輸事件の判例から、定年再雇用された
嘱託社員の賃金の検討 ～

III 「働き方改革関連法」の概要について

～ 平成31年以降の労働基準法等の改正のポイント ～
平成30年6月29日に国会で「働き方改革関連法」が成立しました。この働き方改革関連法の概要について、学習しましょう。

- (1) 「働き方改革法案」の概要と施行時期について
- (2) 変わる「36協定」
- (3) 有給休暇の付与の義務化

実施要項

日時 平成30年 9月14日(金)13:30～16:00

場所 アピオスペース2階研修室(会津若松市インター西90 TEL0242-37-2801)

受講料 ◆経理研究部会会員 無 料

◆法人会会員 2,000円

◆一 般 5,000円

定員36名
～お早目にお申し込みください～

9/14 「人事労務管理入門」申込書

会社名			業 種	
TEL		FAX		
お名前		お名前		